

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	片口地区 (片口、高場、久々江、新片町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 5 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の集約化が進んでいる久々江地区においては認定農業者と農業法人を中心に営農されているが、排水不良等条件の良くない農地も多く含まれるため、作業効率が上がらないといった現状がある。
また、機械の老朽化が進んでおり、更新手法についても考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

久々江地区については概ね担い手に集積されているが、団地化されていないところもあり、継続して集積・集約に向けた協議を進める。また、営農組織の株式会社化について検討する。
農業者と宅地化が進んだ地域住民(非農家)の農業に対する意識の相違があり、タウンミーティング等を通じて農業に対する理解を深めるとともに、地域みんなで参加する農業を目指す。
また、排水条件の良くない農地について、ほ場整備事業と合わせてスマート農業の導入を図り、作業の省力化と併せて「スニーカーを履いて農業をする」といったイメージアップにも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の担い手へのさらなる集約化を目指し、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。営農の継続が困難になった場合には、機構を通じて担い手への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえたほ場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、農地の斡旋、技術的指導や組織の株式会社化などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の効率化を図るため、防除作業が困難な農業者については、いみず野農業協同組合への作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の省力化に向けてスマート農業の導入を検討する。
 ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を進める。